

子育て世帯臨時特例 給付金について

子育て世帯臨時特例給付金は、消費税率引上げの影響を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施されるものです。東秩父村では支給対象となる方に対し、「現況届兼申請書」を送りました。

支給対象者

- ・平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。

※特例給付を受給される方は、対象となりません。

対象児童

- ・支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童。

支給額

- ・対象児童1人につき3,000円

基準日

- ・平成27年5月31日

申請方法について

- ・郵送で送られた申請書に記名、押印し、東秩父村役場窓口までご提出ください。
- ・公務員の方は、基準日（平成27年5月31日）時点で住民票が東秩父村にある方が対象です。（勤務先から案内がありますので、そちらもご確認ください）。

支給開始時期

- ・平成27年10月以降を予定しています。

申請書提出・問合せ 住民福祉課 児童手当担当

☎ 82-1221

厚生労働省の給付金専用ダイヤル

電話番号 0570-037-192

運営時間 午前9時～午後6時（土日、祝日は除く）



児童手当現況届について

6月分以降の児童手当等（児童手当と特例給付を合わせて児童手当等といいます。）を受けるには現況届が必要です。現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうか確認するためのものです。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

*詳細については受給者宛に現況届用紙等を郵送しますので、必ず6月30日（火）までに住民福祉課へ提出してください。現況届用紙等が届かなかった場合は、お問合せください。

問合せ 住民福祉課 児童手当担当

☎ 82-1221

国民年金免除制度

国民年金の第1号被保険者で、保険料を納めることが困難な方には、申請して所得審査で承認された場合、保険料が免除または猶予される制度があります。

「保険料免除制度」

所得に応じて「全額免除」「4分の1納付」「半額納付」「4分の3納付」の4段階の免除があります。役場国民年金担当窓口へ申請し、年金事務所で前年の所得などを審査して、承認を受けるとその期間の保険料の全額または一部の納付が免除になります。

「若年者納付猶予制度」

30歳未満の方に限り利用できる制度です。役場国民年金窓口へ申請し、年金事務所で前年の所得などを審査して承認を受けるとその期間の納付が猶予されます。どちらの承認期間も7月から翌年6月までです。申請される方は、年金手帳、印鑑、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格証等を持参され、お早めにご手続きをしてください。

問合せ 住民福祉課 ☎ 82-1221

住民票の写し等の第三者 交付に係る本人通知制度

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正な取得による、プライバシーや財産の侵害を防ぐため、あらかじめ登録を申請された方に対して、本人の代理人や第三者からの交付請求により住民票の写し等を交付した際に、通知をお送りしてお知らせする制度です。

埼玉県内の各市町村で、平成22年6月1日から一斉に実施されました。

登録期間は3年となっておりましたが、平成25年6月1日より登録期間は廃止されました。現在登録者の方は自動継続となります。

登録に必要なもの

☆印鑑と運転免許証などの本人確認資料

手数料はかかりません。

手続きは、原則としてご本人が来庁され、申請書を提出していただくことになりますが、詳しくは住民福祉課までお問合せください。

なお、同時に「住民票等の不正取得通知制度」も実施されております。こちらは登録の有無に関わらず、住民票などが不正に取得されたことが明らかになった場合に、ご本人に対して通知をお送りしてお知らせするものです。

問合せ 住民福祉課 ☎ 82-1221